

V (附) 用語解説

【あ】

育成单層林 (いくせいたんそうりん)

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林 (いくせいふくそうりん)

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

一般民有林 (いっぽんみんゆうりん)

民有林のうち、道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林のこと。

⇒ 国有林、民有林、道有林

枝打ち (えだうち)

節の無い木材の生産、下層植生の成長促進、病虫害の防除や雪害の防止を目的に、下部の不要な枝を切り落とす作業のこと。

【か】

皆伐 (かいばつ)

主伐のひとつで、一定区域の林木の全部又は大部分を一度に伐採すること。

⇒ 択伐

かき起こし (かきおこし)

種子が地表に落下した時に、容易に発芽・生育できるよう、地表を耕耘し、ササ等の下層植生を除去する作業のこと。通常はブルドーザなどの重機を用いる。

下層植生 (かそうしょくせい)

森林の下層に生育している植物のこと。

刈出し (かりだし)

天然林の自然更新力を活かし、稚樹の発生や生育を促すために雑草木などを刈り払う作業のこと。

間伐 (かんばつ)

林木の育成過程で林分内の密度を下げるために行う間引きのこと。林木同士の競合を緩和し、成長量の増大や林木の利用価値の向上、森林の有する諸機能の維持増進のために行う。

郷土樹種 (きょうどじゅしゅ)

その地方の生育環境に適応し、自然状態で分布している樹種。

グイマツ雑種F₁ (ぐいまつざっしゅえふわん)

グイマツを母樹、カラマツを花粉親とした雑種一代目。野ネズミの食害に対する抵抗性の高いグイマツと、成長の良いカラマツの性質を引き継いでいる。幹の曲がりはカラマツより少なく、枝の張り方、葉色などの形態はグイマツとカラマツの中間的である。材はカラマツより強度がある。

原生自然環境保全地域 (げんせいしそんかんきょうほせんちいき)

国又は地方公共団体が所有するもののうち、人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している区域であって、自然環境を保全することが特に必要なものとして、自然環境保全法に基づき指定されている地域。

原木 (げんぼく)

製材、合板、パルプなどの原料として用いられる丸太。

公益的機能 (こうえきてききのう)

森林の持つ様々な機能のうち、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化など、木材等生産機能を除く諸機能のこと。

更新 (こうしん)

伐採等により樹木が無くなった場所を樹木の生えた状態にすること。

⇒ 人工造林、天然更新

更新補助作業 (こうしんほじょさぎょう)

天然更新を促すために、人為的に手助けする作業のこと。ササの刈出しや地表のかき起こしなどがある。

高性能林業機械 (こうせいのうりんぎょうきかい)

伐倒、枝払い、玉切り、集積、集材等の作業工程のうち、複数工程を処理する林業機械の総称。フェラーバンチャ、タワーヤーダ、プロセッサ、ハーベスター、フォワーダ、スキッダなど。

国定公園 (こくていこうえん)

国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県知事の申し出により、環境大臣が指定し、都道府県知事が管理する自然公園。

国有林 (こくゆうりん)

国が所有する森林の総称。林野庁所管の森林が

大部分を占めるが、自衛隊演習場など他省庁の所管地も含む。

なお、国有林の地域別の森林計画は、林野庁所管の森林について定めるものである。

(森林法第2条、第7条の2)

⇒ 民有林、道有林、一般民有林

国立公園（こくりつこうえん）

日本を代表する自然の大風景地で、自然公園法に基づき環境大臣が指定して管理する自然公園。

固定価格買い取り制度（こていかかくかいとりせいど）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づけるもので、2012年7月1日にスタートした。

コンテナ苗（こんてななえ）

細長いプラスチック容器等で育成した苗木で、土付きで植栽することができるため、一般的な苗木より活着が良好とされており、植栽可能期間が長いため、作業期間の分散をはかることができるとしている。

【さ】

材積（ざいせき）

立木や丸太、製材された木材の体積のこと。

⇒ 蓄積

砂防指定地（さぼうしていち）

土砂の流出による被害を防止するため、砂防ダムや護岸などの砂防設備をつくる場合に必要となる土地や土砂災害防止のために一定の行為を禁止したり制限する土地の区域のこと。砂防法により国土交通大臣が指定する。森林法では制限林として位置付けている。

(森林法施行規則第7条の2)

地拘え（じごしらえ）

植栽の準備のために行う、伐採跡地の枝条等の整理や余分な落葉の除去、雑草や低木の刈出しなどの作業のこと。

枝条巻き（しじょうまき）

エゾシカによる角擦り対策として、枝打ちにより落とした枝を樹幹に巻き付ける作業のこと。又は、その状態のこと。

自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

自然的・社会的諸条件からみて自然環境の保全を図ることが特に必要な区域について、自然環境保全法に基づき指定される地域で、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域内の特別地区については、森林法上、制限林として位置付けている。このほか、北海道自然環境等保全条例により指定される道自然環境保全地域の特別地区についても制限林としている。

(森林法施行規則第7条の2)

自然公園（しぜんこうえん）

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。区域内の特別保護地区や第1種～第3種特別地域は、森林法上、制限林として位置付けている。

(森林法施行規則第7条の2)

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を阻害する草本植物等を刈り払う作業のこと。

市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいひけいかく）

地域森林計画に適合させて、市町村長が5年ごとにたてる10ヵ年計画で、地域森林計画で示された基準を指針として、市町村内における民有林の取扱いについての具体的な内容を示す計画。

(森林法第10条の5)

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林、保安施設地区の指定目的を達成するために定められた施業上の要件。立木の伐採方法、伐採の限度、伐採跡地へ行う必要のある植栽の方法や期間及び樹種について定めている。

集材（しゅうざい）

林内で伐倒、玉切りされた丸太を林道や土場に集める作業のこと。

集成材（しゅうせいざい）

挽き板（ラミナ）を乾燥させ、纖維方向（木目の方向）を平行にして多数積み重ね、合成樹脂接着剤で圧縮接着したもの。間伐材などの細い丸太を原料としても製造可能で、ラミナを何枚もつなげれば大きな寸法の製品も製造できる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝や葉の集まっている部分のこと。クローネともいう。

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

樹冠の投影面積をその区域の林地面積で除し指数化したもの。空中写真を用いた林分構造の解析、材積の推定などに重要な因子となる。

主伐（しゅばつ）

利用できる時期に達した林木を伐採すること。次の世代の樹木の更新を伴う伐採。

小班（しょうはん）

同一の林班において、森林所有者、樹種や林齡、作業上の取扱い等が同一な部分ごとに細分される森林の区画のこと。伐採などの実施に応じて分割・統合する。

⇒ 林班

除伐（じょばつ）

育成の対象となる林木の周囲に侵入し、成長を阻害する樹木等を除去（伐採）する作業のこと。

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木などの人為的な更新方法により森林を造成すること。

ただし、本計画書における人工造林は苗木の植栽によるものとする。

⇒ 天然更新

人工林（じんこうりん）

人為的な更新手段（人工造林）によって成り立っている森林のこと。

森林組合（しんりんくみあい）

森林組合法に基づいて組織された森林所有者を組合員とする協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上や森林生産力の増進を図ることを目的としている。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林法に基づき、森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関するたてる5年間の計画。市町村長等の認定を受け、計画どおり実行することで税制、補助金、融資などの支援措置等が受けられる。（森林法第11条）

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

主に、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定して配置する路網。⇒林業専用道、林道

森林G I S（しんりんじーあいーえす）

森林計画図や森林簿といった森林の基本情報を

デジタル処理し、これまで個別に管理していた図面や帳簿を一元管理するシステム。

G I Sとは、Geographic Information System（地理情報システム）の略称。

森林整備保全事業計画（しんりんせいびほぜんじぎょうけいかく）

全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成を目的にたてられる計画。全国森林計画の計画期間の最初の5年間に係る事業実施の目標や事業量について定める。

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持、造成するための伐採、造林、保育などの種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱いをすること。

森林認証制度（しんりんにんしょうせいど）

持続可能な森林の管理・経営を推進するため、第三者機関が一定の基準に基づいて特定の森林や経営体を認証する制度のこと。認証された森林から生産された木材や木材製品には加工流通（C o C）認証者によりラベルが貼られ（ラベリング）、消費者が環境に配慮した製品を購入する際の目安になる。

森林法（しんりんほう）

森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。森林計画や保安林など、森林に関する基本的事項を定めている。

森林保健施設（しんりんほけんしせつ）

森林の有する保健機能を高度に発揮させるための公衆の利用に供する施設。休養施設、教育文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設など。

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうけいかく）

森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に政府がたてる計画で、全国森林計画をはじめとする森林計画制度の基礎となる計画。森林の取扱いや木材の供給などについての目標を定めている。

（森林・林業基本法第11条）

スキッダ（skidder）

全木又は全幹材をけん引集材する林業専用トラクタのこと。クローラ式とホイール式があり、けん引用のグラップルを備えたものをグラップル・スキッダと呼び、伐木、集積された全木を集

材するために用いられる。

制限林（せいげんりん）

森林法、自然公園法、砂防法等の法令により立木の伐採が制限されている森林のこと。
(森林法施行規則第7条の2)

生物多様性（せいぶつたようせい）

地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいること。また、それらがつながっていること。生物多様性には、遺伝子・種・生態系の3つのレベルでの多様性があるとされている。

施業実施協定（せぎょうじっしきょうてい）

森林所有者等が自発的意志に基づき、森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関して、当該市町村長の認定を受けて締結する協定。
(森林法第10条の11の8)

施業の集約化（せぎょうのしゅうやくか）

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

全国森林計画（ぜんこくしんりんけいかく）

農林水産大臣が「森林・林業基本計画」に即し、5年ごとにたてる15カ年計画で、森林の整備・保全に対する国的基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。地域森林計画はこの計画に即してたてることになっている。(森林法第4条)

造林（ぞうりん）

現在ある森林に手を加えることにより、目的に合った森林の造成を行うこと、または新たに森林をつくること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。

【た】

択伐（たくばつ）

主伐のひとつで、木を抜き伐りすること。計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）するため、伐採により林分の状態が大きく変化せず、持続的に次の世代の樹木を発生させることができるのが特徴。
⇒ 皆伐

多面的機能（ためんてききのう）

森林の有する国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のこと。

タワーヤーダ（tower yader）

人工支柱を装備した移動可能な架線式集材機のこと。架設、撤去が容易で集材能率も高く、林道、作業路上で作業ができるため、林地の損傷が少なく作業が行える。

蓄積（ちくせき）

一般に、森林を構成する樹木の幹の部分の材積合計をいう。 ⇒ 材積

地材地消（ちざいちしょう）

地域で生産された木材・木製品を地域で有効利用すること。地材地消を進めることは、地域の森林整備が促進されることや木材の輸送距離の短縮等により環境負荷が小さくなることなどの環境面のメリットと、木材の地域内循環による地域経済の活性化などの経済面のメリットがある。

治山事業（ちさんじぎょう）

森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養^{かんよう}、生活環境の保全・形成などを図る事業。その内容は、荒廃山地の復旧、荒廃危険地における災害の予防、地すべりの防止、水需給上重要な流域における森林の整備、都市近郊における生活環境保全林の整備などである。

(森林法第41条、地すべり等防止法第2条及び第3条)

鳥獣保護区（ちょうじゅうほごく）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定する区域。このうち、特に保護繁殖を図る必要がある区域が特別保護地区であり、森林の伐採等の制限を受けるため、森林法上、制限林として位置付けられている。

(森林法施行規則第7条の2)

長伐期施業（ちょうばっきせぎょう）

通常より高齢級で伐採する施業で、一般的には、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまで主伐を延長する施業のこと。

伐採跡地や植栽直後の若い森林などは公益的機能が一時的に低くなるが、長伐期施業は成林状態が長いため公益的機能の維持に効果があるほか、太い原木を生産する目的でも行われる。

つる切り（つるきり）

樹木に巻き付いたつる類を切って取り除き、成長を促す作業のこと。

定性間伐（ていせいかんばつ）

林冠の優劣や幹の欠点などにより、あらかじめどのような形質の木を伐るべきかを決めておく間伐方法。

定量間伐（ていりょうかんばつ）

どれだけの量を伐るかをあらかじめ決めておく間伐方法。

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を造成する場合、土壤、気候、地形、地質など、それぞれの林地の持っている自然の立地条件に合った樹種を選択して植栽すること。

天然下種（てんねんかしゅ）

自然（天然）に落下した種子が発芽し育つこと。

天然更新（てんねんこうしん）

主として自然の力（天然力）によって次の世代の樹木を発生させ、森林を造成すること。

天然生林（てんねんせいりん）

主として自然の力（天然力）の活用により、保全・管理を行う森林のこと。

天然林（てんねんりん）

天然更新によって成り立っている森林のこと。

道立自然公園（どうりつしぜんこうえん）

北海道を代表する自然の風景地で、北海道立自然公園条例に基づき知事が指定して管理する自然公園。

道有林（どうゆうりん）

北海道有林野の整備及び管理に関する規程に基づき、北海道が所有し、整備及び管理をしている森林のこと。道有林は、宗谷を除く13の（総合）振興局、74の市町村に所在。

特定保安林（とくていほあんりん）

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林で、その区域内に造林、保育などの森林施業を早急に実施する必要がある森林を有する保安林。（森林法第39条の3）

⇒ 要整備森林

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林からの産物のうち、建築資材、パルプなどの原料となる木材を除いたもの。キノコ、ワラビ等の山菜などのこと。

土場（どば）

木材を森林から木材市場、工場まで搬出する過程で、一時的に集積し、貯木する場所をいう。集材作業現場に隣接した作業土場から、林道沿いに設けられる山元土場まで、場所も規模もさまざまである。

【は】**ハーベスター（harvester）**

自走式の造材機械で、伐倒、枝払い、玉切りまでの工程を一台で行う。

伐期（ばっき）

林木が成熟して伐採時期に達する林齢のこと。

伐採跡地（ばっさいあとち）

林木を皆伐した跡地のこと。
⇒ 無立木地、未立木地

標準伐期齢（ひょうじゅんぱっきれい）

樹木の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の持つ公益的機能や従来の平均伐採齢を勘案して樹種ごとに定める伐採（主伐）の基準となる林齢。

普通林（ふつうりん）

制限林以外の森林のこと。
⇒ 制限林

フェラーバンチャ（feller buncher）

ベースマシン前部に装備したフェラーバンチャヘッドと呼ばれる伐木集積装置で立木を伐倒し、その後の集材に便利なように一定の場所に束ねる自走式の伐倒専用機械のこと。

フォワーダ（forwarder）

高性能林業機械の一種。林地内の丸太を荷台に積載し、林道まで運搬する積載集材機械。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

天然林及び人工林において、森林を構成する樹木を部分的に伐採し、かき起こしなどの天然更新補助作業や植栽等により複数の樹冠層を有する森林を造成する施業のこと。

プロセッサ（processor）

自走式の造材機械で、林道や土場に全木集材された材を枝払い、玉切りする林業機械のこと。

保安施設事業（ほあんしせつじぎょう）

森林法第25条第1項第1号から第7号に掲

げる保安林の指定の目的を達成するため、保安林又は保安施設地区において実施する森林の造成事業又は造成・維持に必要な事業。これと地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事に関する事業を合わせて治山事業という。主な事業としては、山地治山事業、防災林整備事業、水源地域等保安林整備事業などがある。(森林法第41条)

保安施設地区（ほあんしせつちく）

^{かん} 水源の涵養や災害の防備のために、農林水産大臣が保安施設事業を行う必要があると認めた場合に、その事業を行うのに必要な広さと期間の限度において指定する森林や原野等の土地。(森林法第41条)

保安林（ほあんりん）

^{かん} 水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備、保健休養など、特定の公共目的を達成するため森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質変更、植栽の義務等）が課せられている森林。(森林法第25条及び第25条の2)

保育（ほいく）

樹木の生育を助け、健全な森林を造成するために、伐採までの間に行う下刈り、つる切り、除伐、間伐などの作業の総称。

ぼう芽更新（ぼうがこうしん）

伐採した後の切り株から発生する芽（ぼう芽）を利用して行う更新の方法。

⇒ 天然更新

母樹（ぼじゅ）

天然更新に必要な種子を供給する親木。一般には、遺伝的に優良な個体を母樹とする。

補植（ほしょく）

人工造林において植栽予定地全面にわたって行う植付けを新植といい、新植後に発生した枯損苗木を補充するために行う植付けを補植という。

また、天然更新が不十分な林地に対する植付けも補植という場合がある。

北海道森林づくり条例（ほっかいどうしんりんづくりじょうれい）

平成14年3月に全国に先駆けて制定された条例で、森林づくりに関する基本理念や道や森林所有者の責務と道民や事業者の役割等を明記している。

北海道森林づくり基本計画（ほっかいどうしんりんづくりほんけいかく）

北海道森林づくり条例第9条の規定に基づき、

百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画。計画期間は10年間であり、5年ごとに見直すこととしている。

北海道地域材利用推進方針

(ほっかいどうちいきざいりようすいしんほうしん)

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国の基本方針に即して策定。

北海道の公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本的な考え方や道が整備する公共建築物の利用の基準などを定めている。

北海道水資源の保全に関する条例

(ほっかいどうみずしげんのほせんにかんするじょうれい)

北海道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めた条例。水源周辺における適正な土地利用の確保を図るために、水資源保全地域を指定し、当地域内においての土地取引行為に対して事前届出を課している。

北海道林業事業体登録制度（ほっかいどうりんぎょうじょうたいとうろくせいど）

北海道が示す「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」の遵守に合意のうえ登録した林業事業体に関する登録情報を公表することで、森林整備等の発注者側が、より良い事業体を選定できる制度。

【ま】

水辺林（みずべりん）

河川や湖沼周辺の水辺に成立し、絶えずその河川等と影響を及ぼし合う森林群集。

未立木地（みりゅうぼくち）

無立木地のうち、伐採跡地を除いた林地のこと。
⇒ 無立木地、伐採跡地

民有林（みんゆうりん）

国以外が所有している森林。一般民有林と道有林を合わせて民有林という。

(森林法第2条、第5条)

⇒ 国有林、道有林、一般民有林

無立木地（むりゅうぼくち）

樹木が生立していない林分。地域森林計画では、樹冠を投影した面積が30%未満の林地としており、未立木地と伐採跡地を合わせて無立木地という。

⇒ 未立木地、伐採跡地

芽かき（めかき）

伐採後、切り株等からぼう芽した複数の芽に対して、成長の劣悪なものを除去してぼう芽更新を補助する作業のこと。

木育（もくいく）

子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」という理念に基づく取組。子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

木質バイオマス（もくしつばいおます）

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表し、具体的には、様々な農林水産物、稻わら・もみ殻・家畜の糞尿・木くず・食品廃棄物などのこと。そのうち、木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などの林地残材、製材工場などからである端材やオガクズ、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

【や】

要整備森林（ようせいびしんりん）

特定保安林の機能の確保を図るため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林のこと。

（森林法第39条の4）

【ら】

裸地（らち）

立木が生えていない状態の土地。

流域（りゅういき）

河川に降水を供給する区域（集水域）の総称。森林計画制度における流域は、より広義に効率的な森林の整備や木材の生産を行うための地域の範囲をいう。

流域森林・林業活性化センター（りゅういきしんりんぎょうかつかせんたー）

流域管理システムの推進母体で、森林所有者、森林組合、林業事業体、木材加工・流通団体、地方自治体等で構成されている。流域ごとの活動の基本方針及び実施計画を策定するとともに、関係者間の合意形成を促進し、これに沿って流域一体となった取り組みを推進している。

立木（りゅうぼく）

土地に生育する個々の樹木のこと。

林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行なう森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

森林施業のために、主に10トン積程度のトラックの走行を想定し、森林作業道と組み合わせた上で、幹線となる林道を補完する路網。
⇒ 森林作業道、林道

林相（りんそう）

森林を構成する樹種、林齢などにより示される森林の全体像のこと。

林地未利用材（りんちみりようざい）

伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等。

林地流動化（りんちりゅうとうか）

森林の管理・経営の意欲がない所有者から、意欲のある者へ森林の所有権の移転を進めること。

林道（りんどう）

森林において、周辺の区域（利用区域）内の森林施業や林産物の搬出、森林利用のために作られた道路のこと。

⇒ 森林作業道、林業専用道

-の改築、-の改良（-のかいちく、-のかいりょう）

既設林道の構造（幅員、曲線、勾配、構造物等）の質的向上を図ること。全線的な向上を「改築」、局部的な向上を「改良」という。

林班（りんばん）

森林の位置と規模、施業等を勘案して設定した森林区画の単位で、字界や尾根などの天然地形又は林道などの地物により設定された固定的な区画のこと。 ⇒ 小班

林分（りんぶん）

林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林のこと。

林木（りんぼく）

林分を構成している樹木のこと。林地に生育する樹木。

齢級（れいきゅう）

林齢を5カ年ひとくくりにし、まとめたもののこと。林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下3齢級・・・と称する。

路網（ろもう）

森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道（幹線、支線）と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。

ロット（lot）

生産や流通において使用される取引単位としての製品の集まり。